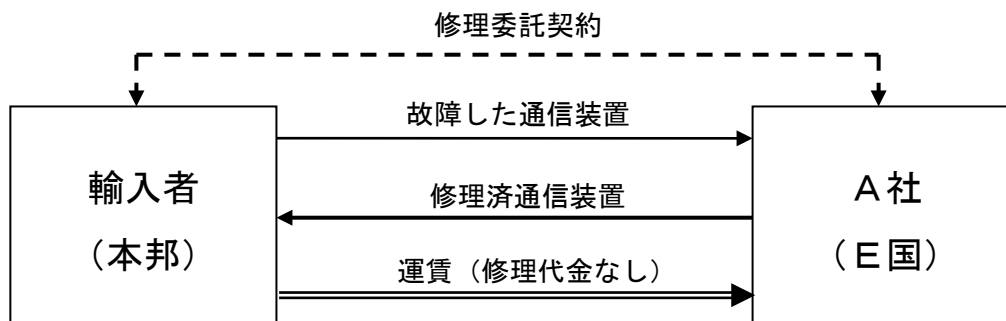


3. 修理後に再輸入される貨物の課税価格（無償修理の場合）①



【照会要旨】

当社は、E国所在のA社からFOB条件で通信装置を購入（輸入）しました。

今般、当社は、自社で使用していた通信装置が故障したため、A社と修理委託契約に基づき、A社に輸出し、修理された貨物を輸入します。当社はA社から運賃を請求され、この金額を支払います。今回の故障はA社による保証の対象であることから、修理代金は発生しませんが、有償で修理する場合の修理代金を確認することができます。

この場合、当社からA社に輸出した際の故障した通信装置の価格により、輸入貨物の課税価格を計算することができますか。なお、当社は、この貨物の輸入申告の際に、減免税を申請しません。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が修理後に再輸入する貨物は、貴社からA社に輸出した際の故障した通信装置の価格のみにより課税価格を計算することはできません。

なお、有償で修理する場合の修理代金を確認できるとのことですので、修理のために貴社からA社に提供された故障した通信装置の価格に、有償で修理する場合の修理代金、運賃等（通信装置が貴社からA社及びA社から輸入港に到着するまでの運送に要する費用等）を加えて課税価格を計算することができます。

（理由）

上記の取引において、貴社が輸入する貨物は、修理委託契約に基づき輸入されるものであり、輸入取引（売買）により輸入されませんので、原則的な方法である「輸入貨物の取引価格による方法」により、その課税価格を決定することはできません。

したがって、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により課税価格を計算することとなります。

この輸入貨物は、既に使用された修理貨物であるため、同種又は類似の貨物がなく、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により課税価格を決定することができません。

また、貴社は、この通信装置を国内販売せず、また、A社から修理済み貨物に係る製造原価を聴取できないことから、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を決定することができません。

したがって、同法第4条の4（特殊な輸入貨物に係る方法）により、輸入貨物の課税価格を計算することとなります。

この場合、同法施行令第1条の12第1号に規定する合理的な調整を加えても「輸入貨物の取引価格による方法」、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」によりその通信装置の課税価格を計算することができません。

よって、この輸入貨物の課税価格は、同法施行令第1条の12第2号に規定する関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が本邦において入手できる資料に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものにより計算されることとなります。

この輸入貨物は、修理代金は発生していませんが、修理により価値が増加していることから、貴社からA社に輸出した際の故障した通信装置の価格のみにより課税価格を計算することはできません。

有償で修理する場合の修理代金が確認できる場合、修理のために貴社からA社に提供された故障した通信装置の価格に、有償で修理する場合の修理代金を加えて、本件再輸入時の輸入貨物に係る課税価格を計算することができます。

なお、貴社からA社に通信装置を提供するために要する運賃等及び輸入貨物がA社から輸入港に到着するまでの運送に要する運賃等も輸入貨物の課税価格に算入されます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の2、第4条の3、第4条の4

関税定率法施行令第1条の12第1号、第1条の12第2号

関税定率法基本通達4-1(1)、4-1の2(1)イ、4-2(1)、4の4-1、4の4-2

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）